

# くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2019年9月 第192号

発行：くらしの相談センター  
 〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823  
 E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/



絵手紙 今月第2回  
 新婦人川南支部エンゼル班 星野路子さん(藤崎在住)

院 7月5日入  
 した。受  
 税の減免申  
 国保料と住  
 収となるの  
 入が大幅に  
 前年度より  
 職した関係  
 た。3月に  
 に片付けま  
 まれ7月14  
 きをしてと  
 の退去手続  
 たのかマン  
 最新を悟つ

院の相談員からSさんに任意後見人を付けてと要請され7月12日に公証役場の人に出張してもらい契約して所長がお金の管理と、病院への支払い、葬儀費用も預かりすべて払い終わりました。  
 秋田の弟妹に連絡したところ3人が川崎に来られ、八丁畷の友人7人も参列し、7月31日故人の希望で直葬を行いました。病院や葬儀の費用、アパート代等どうしようかと困っていたが仲間の皆さんが全て執り行っていたので助かりましたと感謝されました。  
 Sさんはすべて計算して必要なお金を準備して誰にも迷惑をかけることなく旅立ってゆきました。ご遺骨は弟さんが持ち帰り秋田で葬儀も行ったと連絡がありました。  
 しんぶん赤旗のお悔やみ欄を見た富山の先輩で11期町議を務めた方から、Sさんの喪主が宮原春夫となっていたのを見て「このように奥深く信頼されお世話なされるくらしの相談に感謝の念募るのみです」との便りを頂きました。 宮原春夫

### 相談事例 (その168)

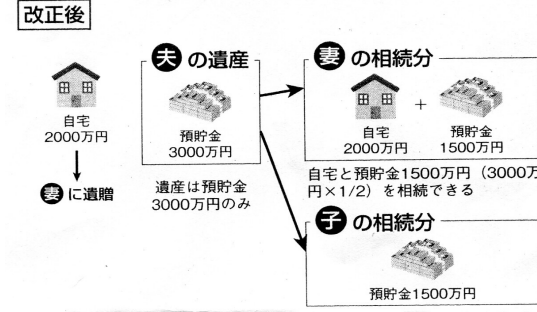
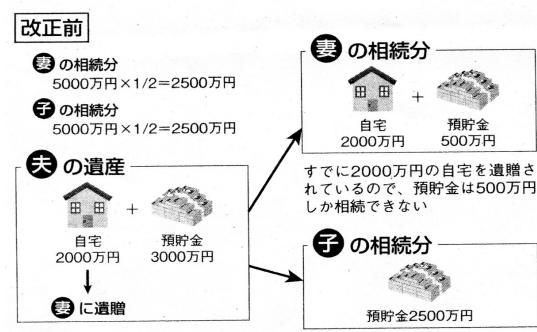
ある相談者の生き方に寄り添い感激ひとしおでした

秋田で農家の長男として生まれたSさんは、定年後に足のケガで働けなくなり川崎で生活保護を受け簡易宿泊所で生活していました。2011年3・11、管理人とトラブルとなり私(当時市議兼務)に相談にみえました。私の地元の後援会事務所に住んでいただきながら、体調と相談しな

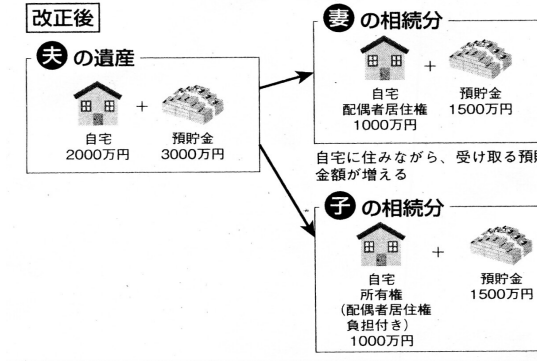
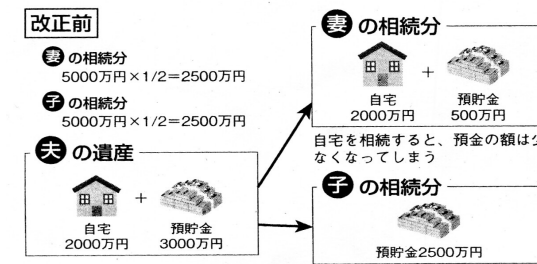
がら後援会活動にも尽力いただきました。64歳になってけがも治り、経験を生かし川崎区の大企業の食堂の仕事につき責任者になり5年間働きましたが、今年3月初旬体調を崩して働けなくなり、4月5日入院し治療に専念しましたが7月28日午後、間質性肺炎で永眠されました。

院の相談員からSさんに任意後見人を付けてと要請され7月12日に公証役場の人に出張してもらい契約して所長がお金の管理と、病院への支払い、葬儀費用も預かりすべて払い終わりました。  
 秋田の弟妹に連絡したところ3人が川崎に来られ、八丁畷の友人7人も参列し、7月31日故人の希望で直葬を行いました。病院や葬儀の費用、アパート代等どうしようかと困っていたが仲間の皆さんが全て執り行っていたので助かりましたと感謝されました。  
 Sさんはすべて計算して必要なお金を準備して誰にも迷惑をかけることなく旅立ってゆきました。ご遺骨は弟さんが持ち帰り秋田で葬儀も行ったと連絡がありました。  
 しんぶん赤旗のお悔やみ欄を見た富山の先輩で11期町議を務めた方から、Sさんの喪主が宮原春夫となっていたのを見て「このように奥深く信頼されお世話なされるくらしの相談に感謝の念募るのみです」との便りを頂きました。 宮原春夫

■別項1【贈与された自宅は遺産分割の対象外に】の例  
 夫が死亡。相続人は妻と子ども1人。遺産は夫婦が暮らしていた建物とその敷地(合計2000万円の評価額)、預貯金3000万円で総額5000万円。夫が妻に建物と敷地を遺贈する場合



■別項2【配偶者居住権】の例  
 夫が死亡。相続人は妻と子ども1人。遺産は自宅(所有権の評価額2000万円(配偶者居住権の評価額1000万円)と配偶者居住権負担付き所有権の評価額1000万円)、預貯金3000万円で総額5000万円の場合



相続は、残された家族で話し合いが大事です。困ったことがあれば、ぜひ弁護士にご相談ください。(しんぶん赤旗より抜粋)

## シリーズ 相続法改正

40年ぶり どう変わる

弁護士(東京法律事務所) 長谷川悠美さん

今回の法改正では、亡くなった方(被相続人)の配偶者を保護する制度が多数導入されました。これは高齢化が進んだため、残された配偶者が高齢である場合が多く、配偶者の住む場所を確保する必要が高いためです。  
 ■ 自宅は遺産分割の対象外に (7月1日施行)

配偶者に贈与や遺贈(遺言で財産を渡すこと)された自宅は、遺産分割の対象から除かれます。  
 たとえば、夫が亡くなり相続人は妻と子ども1人の場合を考えるとみましょう。遺産は、夫婦が暮らしていた自宅不動産と貯金があったとします。夫が妻に自宅を遺贈した場合、これまでだと自宅も含めて遺産総額を計算しました。  
 妻はすでに不動産を遺贈されているので、それ以外に取得できる遺産が少なくなりやす。これでは、その後の生活が難しくなります。そこで、今回の改正で婚姻期間が20年

以上にわたる夫婦の間で、亡くなった方が配偶者に、居住していた建物や敷地を遺贈や贈与した場合には、亡くなった方がその不動産を遺産に含めない意思表示をしたものと推定されることになりました。(別項1)  
 配偶者は不動産以外の遺産を取得できるようになり、生活の安定がはかれます。

① 配偶者居住権  
 亡くなった方の所有していた建物に、配偶者が安心して住み続けられるように「配偶者居住権」という新しい権利ができました。その建物について配偶者に、配偶者居住権をさせるといふ遺産分割や遺贈、死因贈与がされた場合には、配偶者は亡くなるまで、その建物に無償で住むことができます(別項2)

② 配偶者短期居住権  
 亡くなった方の所有していた建物に、配偶者が無償で住んでいた場合には、その建物の短期間、引き続き無償で住むことができず、

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ（無料です）

8月の相談内容と件数

(7月21日～8月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-8月合計
住宅問題	1	26
生活保護	1	16
身障者問題	0	1
就職・仕事	0	15
医療・病院	2	18
市への要求	0	8
多重債務	0	0
架空請求	0	4
税金・年金	0	3
交通事故	0	0
子供問題	0	2
離婚問題	0	3
弁護士等の相談	1	20
不動産問題	0	9
後見・相続	3	51
その他	2	50
合計	10	226
開設からの総合計 (2003年9月)		7140

8月の相談  
 今月は異常気象で身の危険を感じた（今年は家にも危険！）のか相談センターを訪問、相談に見える方が、少なかったようです。そしてセンターも一週間の盆休みもとらせていただいたので今週(19日)からフル回転で動いています。皆様くれぐれもご自愛のほど、相談センターをよろしく願います。  
 29日のセミナーお待ちしております！！

9月の予定  
**★無料法律相談日**  
 9月17日(火)  
 午後6時30分～  
 予約が必要です。時間が限られていますので要件はまとめて。  
**★土・日・祝日は休み**  
**☆相談時間は**  
**9時30分～17時30分**

**中央地域境町相談所**  
 (日本共産党後援会事務所)  
 「困ったとき・迷ったとき」  
 ご相談ください。  
 午後1時～5時  
 電話 233-5812  
 所長 片柳すすむ

**区民集会のお知らせ**  
**住宅地・コンビナート上空の低空飛行に反対する「川崎区民集会」**  
 日時 9月23日(月・祭日)  
 場所 教育文化会館 6階ホール  
 時間 午後6時～  
 資料代 500円  
 講演 山口宏弥さん  
 (JAL不当解雇争議団パイロット 団長・元日本航空機長)

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センター（相談は無料です）

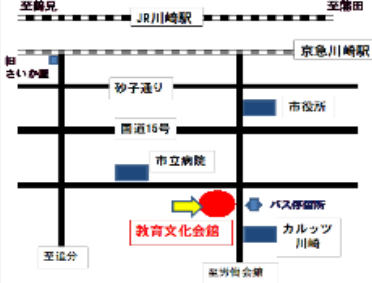
セミナー & 松元ヒロ ライブ  
 (任意後見制度)

第一部 セミナー  
 当相談センターは開設16周年をむかえます。この間7100件を超える相談の解決に尽力。今回は、任意後見制度について宮原所長がお話します。

第二部 松元ヒロ・ライブ  
 「私は憲法くんです！皆さんのお役に立ってきたつもりです。私をもっと、もっと活用してください！」するどい社会風刺で観客の心をつかむ。異色の芸人



2019年9月29日(日)  
 開場 13:00 / 開会 13:30  
 場所 川崎市立教育文化会館 6Fホール  
 (JR川崎駅・京急川崎駅から歩いて15分)  
 参加協力券 1,500円  
 高校生以下、障がい者 1,000円



主催：くらしの相談センター  
 TEL/Fax 044-246-6823  
 後援：川崎市

川崎駅よりバス乗り場  
 川04 市営埠頭行  
 川05 東扇島循環  
 川07 西公園行  
 いずれも市バスで4つ目のバス停留所 教育文化会館前下車



8/26 精進湖を背景に

～天下第一中華～  
**天龍 中華料理**  
 ☆大小宴会も承ります☆  
 ホームページ <http://www.tenryu.gr.jp/>  
 川崎区東田町 6-17  
 tel 044-220-3460

任意後見友の会の旅行に参加して  
 川崎が遠くなるにつれて 空気が木の葉の色の濃さが目に止まりました。天候にも恵まれ車窓から眺める田畑は秋の収穫を迎えて黄金色、蕎麦の花は終わりを告げようとしています。  
 道の駅で昼食をとり、初日の目的である蓼科高原白樺湖畔をぶらぶら歩き、ワイワイ楽しく思い思いのポーズで写真を撮りました。宿では盛り沢山の夕食に舌鼓、風呂で汗を流し、夜の懇親会はいろんな話に花が咲き時間の過ぎるのを忘れるほど盛り上がりました。  
 2日目はひんやり13度の成沢氷穴を探訪しました。渋滞もなく、2日間の旅は自然を満喫する楽しいものでした。次回を楽しみに待っています。 鏡 専一

健康保険適用 【指定医療機関】 労災・生保・川崎市国保・老健・医療助成・川崎市職員厚生会・京浜プラント工協同組合  
**鍼・灸・訪問マッサージ**  
 ◆施術には各種健康保険が使えます。費用/1割負担の方で、往診料込で1回約400円。身体障害1～2級の方や生活保護法の方の治療費はかかりません。詳しくは電話で。

困った時は、ご相談ください。  
 川崎医療生活協同組合  
**川崎協同病院**  
 ☆看護士大募集☆  
 川崎区桜本 2-1-5  
 tel 044-299-4781 fax 044-299-4788  
<http://kawasaki-kyodo.hosp.jp>

川崎の皆さんへ！  
 熱いメッセージ届く

皆さんお元気ですか？ 松元ヒロです。また、くらしの相談センターで私を呼んでくださり、ありがとうございます。愛知県では「表現の不自由展」が中止になるなど、憲法で保障されている「表現の自由」が不自由になってきました。正に戦争前夜です。国民である私たち主権者が国を縛っているのが憲法なんです。その憲法を守らないというのは独裁です。民主主義ではありません。私は黙りません。自由に喋り続けたいでしょう！（松元ヒロ）